

市内で事業所を経営する皆様へ

新・生活様式対応支援補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止と経営の持続を支援するため、市では、「新しい生活様式」に対応した設備導入等に対し、新・生活様式対応支援補助金を創設しました。

1事業所につき、2万円～20万円(補助率10/10)

◆要件 (全ての要件を満たす場合、対象となります)

- 中小企業者、小規模企業者、個人事業主のいずれかに該当し市内に本社又は支店等を有する方又はこれに準じるものとして市長が特に必要と認める者 ※大企業は対象外となります。
- 本補助金受給以降も事業継続の意思がある方
- 政治団体、宗教団体、公的機関、性風俗関連特殊営業以外の業種を営まれる方
- 市税の滞納がない方 ※納付状況は市で確認の上、審査いたします。
- 暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がない方

◆補助対象経費

※令和2年4月7日(国の緊急事態宣言発令日)～令和3年2月12日までに整備(購入)したもので、次のいずれかに該当するもの

区分	事例
①飛沫感染防止のための施設整備など	パーティション、フェイスガードなど
②換気のための施設整備など	換気装置、空気循環機など
③その他、感染防止のための施設整備など	非接触型体温計など

※事業用に供することが明らかでないものは補助対象外となります。
(一般家庭等での使用があるもの。消毒液、マスク、ウェットティッシュ等)

◆支給額 上記①～③の合計金額(上限20万円)

- ※合計金額が2万円未満の場合は、補助対象外となります。
- ※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ※消費税課税事業所である場合、消費税相当額は補助対象外となります。
- ※1社(事業所)が市内で複数の店舗等を経営する場合でも、上限額は変わりません。

◆申請方法 郵送又は下記提出先に持参 ◆提出期限 令和3年2月12日まで(必着)

◆必要書類

- ①天童市新・生活様式対応支援補助金申請書(兼)請求書
- ②補助対象経費を支出したこと証するもの
(領収書、レシートなどの写し、機器・設備の設置等の場合は設置後の写真)
※品名が記載されていないものは不可
- ③天童市内で事業所の所在地を証するもの(確定申告書、決算書、営業許可証などの写しなど)
- ④振込先の口座番号及び口座名義のわかる通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一のもの)
- ⑤市外に住民票を有する個人事業主…お住まいの自治体の平成31年度の納税証明書(住民税・固定資産税)

【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市経済部商工観光課
TEL: 023-654-1111 (内線222・223) FAX: 023-653-0744

▶ **Q 1** 申請することができる業種区分はありますか？

▶ **A 1** 中小企業基本法で定める中小企業者、小規模企業者、個人事業主に該当するか又はこれに準じる幅広い業種が対象となります。大企業や政治団体、宗教団体、公的機関及び性風俗関連特殊営業等は対象となりません。中小企業者の定義は別表をご確認いただき、これに準じる者については、別途お問い合わせください。

▶ **Q 2** 今年5月以降に天童市内で開業しました。この場合、補助金の申請をすることができますか？

▶ **A 2** この補助金は、感染症拡大防止に取り組む事業所を支援するためのものですので、今年度開業した場合でも対象となります。この場合、必要書類として必要な事業を営むことを証する書類は開業届や営業許可書をご提出ください。

▶ **Q 3** この補助金の申請には、休業や減収等の要件はありますか？

▶ **A 3** 補助金受給後にも事業を継続する意思を有しているのであれば、特に休業や減収等の要件はございません。

▶ **Q 4** この補助金のほかに、新型コロナウイルス感染症関係の給付金を受けている場合でも、この補助金を申請することは可能ですか？

▶ **A 4** 可能です。ただし、この補助金で申請する対象経費を国や県の別の補助金で申請している場合は、対象となりませんのでご注意ください。

▶ **Q 5** 天童市内で事業所を営んでいます。法人登記の本社は市外で登録されています。市外では営業を行っていませんが、この場合、天童市に補助金の申請はできますか？

▶ **A 5** 補助金の申請は事業所が所在する市町村に申請することになります。ご質問の場合の申請地は天童市で間違いありません。

▶ **Q 6** 市外に居住し、天童市内で事業所を営んでいます。この場合の市税の納付状況等の確認はどのように行われますか？

▶ **A 6** 個人経営で市外に住所を有する方は、天童市で納付状況を確認することができません。お手数ですが、お住まいの市区町村で平成31年度の納税証明書（住民税・固定資産税）を発行の上、申請書に添付してください。なお、書類に不備がある場合は、後日御本人に連絡の上、提出後に振込となるなど、手続きに遅れが生じる場合があります。

▶ **Q 7** 複数の店舗を経営しています。この場合、複数の店舗を合算して申請することができますか？

▶ **A 7** 可能です。ただし、複数の店舗を営む場合でも上限は20万円となります。また、複数の市町村で複数の店舗を営む場合は、それぞれの市町村に申請することが可能です（市町村により要件が異なります）。

▶ **Q 8** 購入の都度、補助金の申請を行うことはできますか？

▶ **A 8** 対象期間中であれば、複数回に申請を分けることは可能ですが、その場合でも上限額は1事業所につき20万円となります。

▶ **Q 9** 申請日より前に購入したものであっても、4月7日以降に購入したものであれば対象となりますか？

▶ **A 9** 対象となります。ただし、領収書やレシートがない場合や品物が特定できない場合は対象となりませんので、ご注意ください。

▶ **Q 10** 今年に廃業しましたが、それまでに購入した物品等は、補助金の対象となりますか？

▶ **A 10** 本補助金受給以後も事業継続の意思がある方が対象となるため、申請することはできません。相続等により事業承継を行った場合は、現在の事業者が本補助金の対象となります。

▶ **Q 11** 対象外となる事業用に供することが明らかでないものにはどのようなものがありますか？

▶ **A 11** 事業用として購入されたものと特定できず、一般家庭での使用があるものを指します。具体例は別表を参考の上、ご不明な場合は問合せ先にご確認ください。

▶ **Q 12** 補助対象経費をリースで整備した場合も対象となりますか？

▶ **A 12** 令和2年4月7日以降に整備した品目であれば、対象期間中におけるリース費用を補助対象金額とすることができます。ただし、数年間分のリース費用の全額を一括で支払う場合などは、対象月の日割計算となります。

Q&A

▶ **Q 1 3** 3密を避けるため、イス・テーブルを処分し店舗の座席数を減らしました。その場合の処理費用は対象となりますか？

▶ **A 1 3** 飛沫感染の防止のために行われるものになりますので、対象となります。

▶ **Q 1 4** テイクアウトに対応するため、駐車場にテントを立てて弁当を販売しています。その場合、テント代等は対象になりますか？

▶ **A 1 4** テイクアウトの取組が飛沫感染防止のために行われるものになりますので、対象となります。
また、このほか、移動販売を行うためのキッチンカーの購入等も対象となります。

▶ **Q 1 5** 提出期限までに補助対象経費となるものは、契約締結、納品、支払のいずれの状態にあるものを指しますか？

▶ **A 1 5** 補助対象となるためには、当該経費の状態が「支払済」であることが確認できるものが対象となります。

▶ **Q 1 6** 申請後、どのくらいの期間で振り込まれますか？また、振込に際してお知らせ等がありますか？

▶ **A 1 6** 申請件数にもよりますが、概ね申請から2週間程度で振り込みます。また振込に際しては、別途、市役所から「交付決定通知書」を郵送します。

▶ **Q 1 7** 申請者と異なる名義の口座を振込先に指定することはできますか？

▶ **A 1 7** 原則、申請者と同一の口座を指定してください。
申請者と異なる名義の口座に振込先を指定する場合は、別途、申請者から指定された口座の名義人への委任状（任意様式：要押印）が必要となります。

別表

補助金の交付を受けることができる中小企業者等の定義は、以下のとおりとなります。

区分	要件
卸売業	資本金等が1億円以下 又は 常時使用する従業員数が100人以下
サービス業	資本金等が5千万円以下 又は 常時使用する従業員数が100人以下
小売業	資本金等が5千万円以下 又は 常時使用する従業員数が50人以下
上記以外の業種	資本金等が3億円以下 又は 常時使用する従業員数が300人以下